

第 2 2 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和3年3月25日(木)

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時32分

第22回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 92号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 93号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 94号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第 95号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第 96号 職員の解任について

議案第 97号 職員の任命について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第102号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第103号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第104号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第105号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第106号 買受適格証明願について

報告第107号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
2 番	杉 田 孝 行 君	3 番	吉 岡 憲 一 君
4 番	稲 生 裕 君	5 番	籠 宮 博 君
6 番	原 田 典 男 君	7 番	蔵 口 哲 夫 君
8 番	川 鍋 優 君	9 番	井 野 重 明 君
10 番	早 野 公 夫 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
14 番	塚 越 賢 二 君	15 番	横 田 義 明 君
16 番	鈴 木 好 雄 君	17 番	渡 辺 敏 男 君

欠席委員 1名

1 番 矢 野 学 君

推進委員

菖蒲 2	荒 井 鉄 男 君	栗橋 6	遠 藤 正 幸 君
鷺宮 4	鈴 木 秀 政 君	鷺宮 6	野 本 謙 一 君

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	副主幹係長	大 内 康 範
担当主査	長 谷 川 智 子	主 任	黒 須 一 宏

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、第22回農業委員会総会を始めます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、矢野委員から欠席のご連絡をいただいております。

早速ですが、初めに岩崎会長からご挨拶を頂戴したいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。7番、蔵口委員さん、8番、川鍋委員さん、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願いいたします。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、前回の2月25日の農業委員会から本委員会までの経過について、3件ご報告申し上げます。

初めに、3月9日、埼玉県農業会議等の主催による職員事務研修会がさいたま市内において開催され、黒須主任が出席をいたしました。研修では、農地所有適格法人に関する要件や諸手続などを学びました。

次に、3月17日、埼玉県農業会議の主催による農地転用事務に関する説明会がさいたま市内において開催され、横山主事が出席をいたしました。説明会では、農地転用許可制度制定に伴う運用基準の概要や農地調整事務処理要領の改正点についての説明を受けました。

次に、同じく3月17日になりますが、県農業政策課主催の農地事務改善研修会がさいたま市内で開催され、黒須主任が出席をいたしました。研修では、農地事務の職務執行に伴う行政指導や行政処分について学びました。

報告は以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より3件の経過報告の説明がございました。

この経過報告につきまして、ご質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 続いて、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等がございましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 進ませさせていただきます。

◎議案第92号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第5、議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、3条の説明の前に、本日追加で資料を2点お配りしておりますので、そこを

ご確認させていただければと思います。

まず1点目は、第22回総会追加資料と書かれたA4判の縦のものでございます。こちらは本日の議案であります農地法第5条の計画変更に関する追加資料でございますので、そちらの議案の際にご確認いただければと思います。

2点目です。2点目は、今度は横判です。第22回総会追加議案と書かれたものでございます。こちら本日、職員の異動により追加議案の資料となりますので、こちらも議案の際にご確認いただければと思います。

追加資料は、以上2点でございます。

それでは、改めまして3条につきまして個別にご説明させていただきます。議案書の5ページ御覧いただければと思います。

まず初めに、申請書番号が201303番及び201304番につきましては、譲受人の方が同じため一括してご説明させていただきます。譲受人は除堀在住の方、譲渡人も同じく除堀在住の方ほか1名でございます。土地の表示につきましては、除堀地内の田2筆、畑1筆、合計1,782平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻118アール、野菜を72アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号201305番、譲受人は除堀在住の方、譲渡人は原市在住の方となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の田1筆、140平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻34アール、野菜を22アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○18番（木村信一君） 18番、木村です。3月23日、川鍋委員と一緒に現地調査をしてきました。201303と201304は譲受人が一緒、同じなのですが、場所的にちょっとあれなので、201303は現地は元江面第二小学校から北へ約800メートルぐらいのところ。備前堀水路の脇にありました。現況は田で耕うん済みでしたが、ちょっと草が、昨年は稲の耕作はしていなかったみたいで、耕うんしてあったのですが、ちょっと草が目立ちまして、先ほど大内さんからあったように、農機具等全部持っていますので、問題ないと思います。

201304、これも江面第二小学校のちょっと300メートルぐらい手前の、北へ約500メートルぐらいの土地です。水田地帯の現況は田で、こちらは昨年耕作してあったみたいで、きれいに耕うん済みでした。先ほど申し上げた、これも農機具等問題ないと思います。

それから、201305、現地はJ A南彩の江面の梨選果場から南へ約200メートルぐらいのところ。現況、田で耕うん済みでした。申請書見ると農機具等全部そろっておりますので、問題ないかと思います。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま木村委員からの説明に対しまして、ご質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第93号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただきます。議案書の8ページ御覧いただければと思います。

まず初めが、申請書番号が201536番、譲受人は東京都文京区在住の方ほか1名、譲渡人は吉羽5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、太田袋地内の畑1筆、339平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、現在の居住地周辺は住宅が密集しており、災害の際の危険性を感じていることや将来のことを考え、実家から近く通勤にも便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉縣信用金庫からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号が201537番と201538番につきましては、譲受人が同じため一括してご説明させていただきます。譲受人はさいたま市岩槻区に事務所を置き、平成17年から高速道路の新設、修繕等を行っている法人でございます。譲渡人につきましては、下早見在住の方ほか1名でございます。土地の表示につきましては、下早見及び太田袋地内の田2筆、合計2,606平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります高速道路4車線化工事のための作業場設置のための一時転用でございます、転用期間は1年10か月間となっております。農地の区分につきましては、農用地区域でございますが、圏央道工事のための一時的な利用に供するために行う転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人は、現在圏央道4車線化工事に取り組んでおりますが、工事の間に工事用大型車両の作業場が必要となることから、当該申請地を工事用地として一時的に使用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、資金を証明する予算に関する書面も添付されてございます。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201539番、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の田1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、将来のことを考え実家の隣地であり母親が所有している当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申

請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201540番、譲受人、譲渡人とも太田袋在住の方となっております。土地の表示につきましては、太田袋地内の畑1筆、198平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在当該申請地の隣地の居宅にて家族とともに生活しておりますが、西側にあります道路の拡幅によりまして土地の一部を買収され、建物も壊す必要が生じたことから、居宅の隣地であり、同居している母親が所有する当該申請地と既存地の一部を合わせた区域に新たな自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び譲渡人であります母親からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201541番、譲受人は下早見在住の方、譲渡人は上早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上早見地内の田2筆、合計423平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて家族とともに生活しておりますが、兄弟が多く手狭なことや介護施設に入所中の祖母を引き取り面倒を見る予定であることから、将来のことを考え、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び父親からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201543番、譲受人は本町3丁目在住の方ほか1名、譲渡人は江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、市役所から500メートル以内にあります第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、現在の住まいから近く生活環境が変わらないことや妻の実家からも近いことから、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び中央労働金庫からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号202516番、譲受人は菖蒲町三箇に本店を置き、平成13年から旅客自動車運送事業等を経営する法人でございます。譲渡人は菖蒲町三箇在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田2筆、畑4筆、合計1,645平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります駐車場ための雑種地への一時転用でございます。転用期間は3年間でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、仮設工作物の設置その他必要な一時的に利用に供するために行うものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、申請地近くに本店を置く自動車運送会社でございます。本店を置く場所につきましては平成29年の4月に一般旅客自動車運送事業に関する施設建設のための農地転用の許可を取っております。もともとは加須市の営業所をメインに営業していましたが、平成29年の農転許可後に本店を菖蒲町三箇に移しまして、営業所も本店に集約したため、本店に通勤する従業員が増えたことにより、現在は本来バスの転回スペースや洗車スペースとして使用する場所を従業員用駐車スペースとして使用していくということでございます。本店の敷地につま

しては、現在敷地拡張のための除外の申出をしておりますが、除外の手続が完了し、農地転用許可に至るまでには時間を要することから、許可が下りるまでの間の一時的な従業員用駐車スペースとして当該申請地を新たな駐車場に設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号204532番、譲受人は加須市に本店を置き、平成27年から不動産売買等を行っている法人でございます。譲渡人につきましては、東京都板橋区在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑1筆、523平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅などの公共施設から近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。資料の12にございまして、1棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号204535番、譲受人は鷺宮5丁目在住の方、譲渡人は東大輪在住の方ほか2でございます。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑3筆、合計306平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、公共施設であります鷺宮総合支所から500メートル以内の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、公共施設や駅から比較的近く、実家にも近い当該申請地に自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び埼玉縣信用金庫からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号204536番、譲受人は加須市に本社を置き、平成27年から不動産売買等を行っている法人でございます。譲渡人につきましては、西大輪在住の方ほか1名でございます。土地の表示につきましては、西大輪地内の田11筆、畑4筆、合計993.77平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、駅から500メートル以内の第2種農地と判断しております。駅や市街化区域から近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。資料の14にございまして、3棟の建売住宅を販売する予定となっております。申請地内には排水路を設け、西側部分につきましては、隣地にあります既存水路にある構造物に負荷をかけないよう未利用地を設ける構造でございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号204537番、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は東大輪在住の方ほか3名でございます。土地の表示につきましては、東大輪地内の田5筆、畑5筆、合計502.32平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことや、市内在住の両親の世話など将来のことを考え、駅から比較的近く、実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び足利銀行からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いをいたします。

川鍋委員。

○8番（川鍋 優君） 8番、川鍋です。23日に木村会長代理と現地調査を行いましたので、報告をいたします。

申請書番号201536番、この申請地は、新日本ガス株式会社から南へ400メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、休耕地でした。また、きれいに管理をされておりました。周囲は、北側が畑、東側も畑、南側が市道、西側が水路となっております。また、被害防除については、隣接する農地はブロック塀にし、また汚水は集落排水に接続する計画となっております、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号201537、この申請地は、久喜東小学校から南へ200メートルほどの水田地帯に位置しております。現況は田です。周囲は、北側が田、東側が東武鉄道です。それから、南側が圏央道の側道、西側が水路となっております。被害防除については、隣接する農地境界には土砂防止柵を設置することになっており、被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号201538、この申請地は、久喜宮代衛生組合から西へ200メートルほどの水田地帯に位置しております。また、周囲は北側が水路、東側が圏央道の側道、南側が田、西側も田で、きれいにまた管理をされておりました。また、被害防除については、隣接する農地境界には土砂防止柵を設置することになっており、特に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号201539、この申請地は、久喜のジャンクションの北側から100メートルのところでありまして、その集落内に位置しております。現況は畑で、また休耕地でした。周囲は、北側が住宅、東側も住宅、南側が田、西側が畑で、これもまた休耕地でした。隣地境界には鉄筋コンクリートでの土留めの計画となっております。また、排水は水路に放流するため、周囲に影響を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号201540、この申請地は、江面第一小学校から南へ800メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、休耕地でした。周囲の状況は、北側が住宅、東側が畑、南側も畑、西側が市道となっております。周囲境界にはブロックを積み、また汚水は集落排水に接続する計画となっております。周囲に影響を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号201541、この申請地は、久喜南中学校から北へ100メートルほどの住宅地に囲まれた中にある休耕地でした。周囲の状況は、北側が住宅、東側が水路、南側が市道、西側が住宅となっております、この住宅街の中にある畑という状況でした。被害防除については、隣接する農地がないので、問題のない案件かと思いま

す。続きまして、申請書番号201543、この申請地は、久喜の市役所から西へ300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が倉庫、東側が畑、南側が道路、西側が市道となっております。また、被害防除についてはマウントアップとなっております、また隣地の畑も休耕地であります。また、排水は道路側溝へ放流ということになっておりまして、特に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上7つの案件については、許可相当と思われま

す。以上です。

○会長（岩崎長一君） 木村委員。

○13番（木村 実君） 続きまして、13番、木村でございます。3月20日の日に、14番の塚越委員さんと調査をしてまいりました。

当該申請地は、NHKの菖蒲久喜ラジオ放送所の西側200メートルぐらいかな、住宅と農地が混在する地帯に位置しております。周囲は、北側が宅地と水路敷、東側が宅地、南側が市道、西側が水路となっております。被害防除については、周囲に20センチの土盛りをするという計画になっており、雨水については砂利舗装のために敷地内に浸透処理をするということになっておりますので、周囲に被害を及ぼすことはないと考えます。本案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると考えておりました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 7番、蔵口です。4月23日に横田員委員と一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号204532、申請地は、東鷲宮駅から西に450メートルほどの中に位置しております。周囲は、北側が市道、東側は畑で更地になっていて宅地予定、南側も畑で更地になっていて宅地予定、西側は市道となっております。申請地523平米の現状は、畑で更地となっております。被害防除については、周囲に既にコンクリートブロックを設置されており、排水についても合併浄化槽を設置し、既存の水路に接続するというので、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

次に、204535、鷲宮総合支所から東に450メートルほどの、ここも新興住宅の中に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が市道、南側も市道、西側が畑となっております。申請地306平米の現状は、畑で更地できれいになっています。そして、被害防除については周囲にコンクリートブロック段差によって2段から4段のコンクリートブロックを設置する計画になっており、排水についても合併処理浄化槽を設置し、既存の水路に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

次、204536、3棟の案件です。申請地は、東鷲宮駅から西に400メートルほどの畑の中に位置しております。周囲は、北側が市道、東側は宅地、南側が畑、西側は水路となっております。水路の隣は宅地です。申請地993.77平方メートルの現状は、畑で更地になって、きれいになっています。被害防除については、周囲にコンクリートブロック、これも高さによって2段から6段を設置する計画になっており、排水についても合併浄化槽を設置し、既存の排水管に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

最後の1件です。204537、市立鷲宮東中学校から南に450メートルの新興住宅街の中に位置しております。北側が畑、東側が私道、南側も私道、西側が宅地となっております。申請地502.3平米の現状は、畑で更地、きれいになっていました。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画になっており、排水についても合併浄化槽を設置し、道路側溝に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

よって、以上の4案件については、申請書及び現地、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま12件の説明をいただきました。全体を通じまして、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第94号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第94号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程をいたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、議案書の14ページを御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、農地法第5条の規定によります許可後の計画変更についてでございます。今月は計画変更が1件提出されております。図面につきましては、本日追加でお配りしました資料です。第22回総会追加資料というA4判の縦のものを御覧いただければと思います。こちらの対象地につきましては、昭和45年の8月に事業目的を住宅敷地とした農地法第5条の許可を、当時の埼玉県から受けておりますが、許可当時の譲受人につきましては申請地隣地の土地を取得することを前提に住宅敷地として当時許可を受けましたが、隣地を取得することができなかったことから、居宅を建てないまま現在に至っているということでございます。そのため、申請地の現況は現在も農地となっておりますが、今回北側の隣地を購入し、住宅建築を現在予定している方が事業計画の承継者として隣地対象地と一体として利用するため、計画変更の申請が提出されたものでございます。

内容を確認しましたところ、当初の目的達成が困難となったことにつきまして、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また申請地は農地に接しておらず、周辺農地に影響を及ぼすこともないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消等を講ずる必要はないと判断したものでございます。なお、計画変更後につきましては、図面のとおり隣接地も含めました居宅の駐車スペースとして利用される予定でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第51条第1項各号には相当しないものとして原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第95号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第95号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、議案書の16ページ御覧いただければと思います。今月は12件の申出を受けておりまして、新規案件は5件でございます。

それでは、新規案件について説明させていただきます。

まず初めが、申請書番号が久の75番、利用権を設定する農地は、北青柳地内の畑2筆、合計1,990平米でございます。借手は吉羽5丁目に事務所を置き、今年度から農業と福祉施設を運営している法人、貸手は北青柳在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、普通畑3年間を予定しているものでございます。賃借料は、全部で2万円となっております。

続きまして、申請書番号、菖の549番、利用権を設定する農地は、菖蒲町新堀地内の田3筆、合計1,685平米でございます。借手、貸手の方とも菖蒲町新堀在住の方でございます。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付7年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖の550番、利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、297平米でございます。借手は桶川市在住の方、貸手は菖蒲町菖蒲在住の方でございます。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号が栗の40番、利用権を設定する農地は、佐間地内の田4筆、合計9,031平米でございます。借手は新井在住の方、貸手は佐間在住の方でございます。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。地借料は、反当玄米30キロとなっております。

続きまして、申請書番号、栗の43番、利用権を設定する農地は、高柳地内の田1筆、816平米でございます。借手は高柳在住の方、貸手は佐間在住の方でございます。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。賃借料は、反当5,000円となっております。

以上が今月の新規案件の説明でございます。今月の利用権設定面積は、新規、再設定合わせまして全体で26筆、面積が2万8,311平米でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

まず初めに、久喜の75番の借手につきましては、借手が法人のため、事務局よりお願いをいたします。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、申請書番号、久の75番でございます。借手の法人につきましては、吉羽5丁目に事務所を置き、昨年の3月から障害のある方たちに農作業を行ってもらう事務所を開設した法人でございます。今回法人として利用権を設定するものは、昨年12月に続きまして2回目でございます。こちらの法人は法人の代表者の方が以前より農業を営んでいた方ございまして、農機具等につきましても法人代表者の方が保有するものを使用しながら営農活動をされていくとのことでありまして、農作業をメインにした福祉サービス事業を展開している法人でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲の549番の借手につきましては、菖蒲2地区の荒井推進委員さんよりお願いをいたします。

○菖蒲2（荒井鉄男君） 菖蒲2地区担当推進委員の荒井でございます。申請書番号549番につきまして、ご説明させていただきます。

今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市菖蒲町新堀にお住まいで、69歳、健康でございます。世帯構成員は、本人、長男、次男、男性3人と妻、女性1人、合計4名の家族で生活しております。現在、自作地215.37アール、借入地421.85アール、合計637.22アールを利用し、農業経営をしております。農作業従事日数ですが、300日を超えております。全て良好に管理をされております。最近では、農業用大型機械を導入しまして、奥様と2人で農業の効率化を図り、農業経営の拡大と積極的に推進に取り組んでおります。また、農業認定者は15年間認定され、農業経営に

たゆまぬ努力と研究をしております。地域の担い手として、リーダーとか相談役、そして現在副区長をして地域の発展に大きく貢献し、営農活動をしております。農業委員の皆様、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲550番の借手につきましては、市外在住者のため、事務局よりお願いをいたします。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、菖の550番でございます。借手の方につきましては、桶川市にお住まいのため、桶川市農業委員会へ状況等を確認したところ、現在水稻及び野菜を合計1,100アール耕作しており、全て良好に耕作管理されているということでございます。また、借手の方につきましては、久喜市内におきましても相当数の面積を耕作しております、積極的に営農活動をされている方でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、栗40番の借手につきましては、栗橋6地区の遠藤推進委員さんよりお願いをいたします。

○栗橋6（遠藤正幸君） 栗橋地区担当の遠藤正幸です。今回利用権を設定する農地の借手は、栗橋町荒井地区にお住まいの方で、現在は水稻を5ヘクタールを全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として、営農活動をされております。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、栗43番の借手につきましては、栗橋5地区の池田推進委員さんの担当となりますが、本日所用により出席できないとの報告を受けておりますので、事務局よりお願いをいたします。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、栗の43番でございます。借手の方につきましては、現在水稻及び野菜を335アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、借手の方につきましては、認定農業者の方でございます、今後は経営拡大を希望している担い手ということで、地域との関係も良好であるという報告を池田推進委員さんより受けてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、全体を通じまして質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第96号

○会長（岩崎長一君） それでは、追加議案に入ります。

追加議案が2件ございます。お配りをしてある追加議案書を御覧になっていただきたいと存じます。

議案第96号 職員の解任についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、こちらも今会長からも説明あったとおり、本日の追加議案でございますので、A4判の横のもの、第22回総会追加議案と書かれたものを御覧いただければと思います。追加議案書の3ページでございます。

まず、最初の議案の内容につきましては、4月1日の人事異動によります人事案件でございます。解任をいただきたい9名の方を記載させていただいております。こちらは4月1日付の人事異動によりまして転出する職員でございます。職員の任命に係る取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項に、職員は農業委員会が任命するという規定がございますので、総会に追加議案として上程をさせていただいたものでございます。

まず初めに、菖蒲の総合支所の事務局でございますが、そこにも名前がありますように、私、大内が庶務課のほうへ異動となります。

次に、同じく菖蒲の総合支所、長谷川担当主査につきましては、生涯学習課への異動でございます。

続きまして、市役所本庁舎及び菖蒲総合支所を除く各支所につきましては、詳細につきましては議案書をご確認いただければと思いますが、こちらにつきましては併任辞令を受けております本庁舎の環境経済教育分室、菖蒲支所を除く各総合支所の総務管理課職員の異動によるものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

説明が終わりました。人事異動に伴う職員の解任ということでございます。

なお、本庁舎及び菖蒲支所を除く各総合支所の職員につきましては、併任辞令を解くこととなります。

それでは、承認という形で皆さんにお諮りをしたいわけでございますが、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって可決決定をいたします。

◎議案第97号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第97号 職員の任命についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、同じく追加議案書の5ページ御覧いただければと思います。

こちらには新しく任命をお願いしたい10名の方を記載させていただいております。4月以降、農業委員会事務局の職員として新たに任命を受ける職員でございます。

まず、菖蒲総合支所の事務局でございますが、村田副主幹兼係長が市民生活課からの異動となります。

また、小林主任が久喜宮代衛生組合からの異動でございます。

その他の職員につきましては、先ほどの解任と同様、本庁舎の環境経済教育分室及び菖蒲総合支所を除きます各総合支所の総務管理課に新たに配属となった職員でございます。

詳細につきましては、そちらの議案書を御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） 説明が終わりました。

人事異動に伴い、新たに4月1日から農業委員会事務局職員としてお願いする方々でございます。

なお、本庁舎及び菖蒲総合支所を除く各支所の職員につきましては、併任辞令という形を予定しているものでござ

います。

それでは、承認という形で皆さんにお諮りをしたいわけですが、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、報告させていただきます。

まず、議案書の19ページ御覧いただければと思います。農地法第4条の届出でございます。今月は1件の農地法第4条の届出を受理しておりまして、市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の21ページから23ページでございます。農地法第5条の届出でございます。今月は7件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の25ページから29ページでございます。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しておりまして、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の31ページでございます。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は3件の合意解約に係る通知が提出されてございます。

続きまして、議案書の33ページでございます。買受適格証明願についてでございます。こちらは市街化区域内の農地に係る競売の証明願でございまして、今月は1件の願を受理してございます。

最後でございます。議案書の35ページでございます。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは時効取得によります所有権移転登記に関する通知が、法務局から2件届けられてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ただいま報告の説明がございました。

全体を通じまして何か質問がございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時32分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年3月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 蔵 口 哲 夫

署 名 委 員 川 鍋 優